

第1 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和5年1月31日(火)**までに**所轄税務署**に提出しなければなりません(給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、各市区町村となります。)

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出してください。

2 提出方法

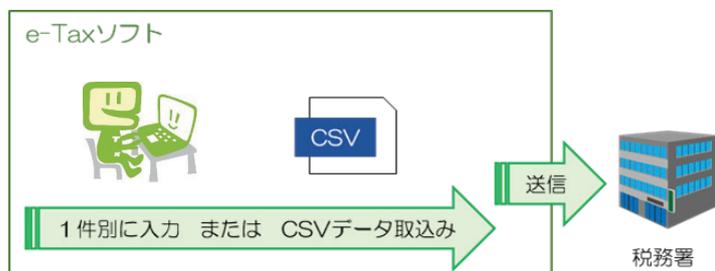
次のいずれかの方法により、法定調書を提出してください。

なお、①e-Tax、②光ディスク等、③クラウド等(以下「e-Tax等」といいます。)のいずれかによる提出が義務となる場合があります。詳しくは39ページをご確認ください。

① e-Tax

e-Taxを利用して、法定調書の作成と提出を行う方法です。

(注) e-Taxをご利用いただくためには、e-Tax等での提出義務の有無に関わらず、事前に所轄税務署へ開始届出書を提出して、利用者識別番号を取得する等の手続が必要となります。詳しくは、e-Taxホームページをご確認ください。



この手引で紹介する6種類の法定調書は、e-Taxソフトをダウンロードせずに法定調書の作成と提出が可能です。詳しくは38ページをご確認ください。



税務職員ふたば

② 光ディスク等 (CD・DVD など)

法定調書をCSV形式で作成し、CD・DVDなどにデータを格納して提出する方法です。

(注) e-Tax等での提出が義務付けられていない方は、事前に所轄税務署へ「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書」を提出し、所轄税務署からの承認を受ける必要があります。



詳しくはコチラ



③ クラウド等

認定クラウド等の提出領域に法定調書のデータを記録し、税務署長にアクセス権限を付与して提出する方法です。

(注) 認定クラウド等を利用して提出する場合、e-Tax等での提出義務の有無に関わらず、事前に認定クラウド等の利用契約をし、所轄税務署へ利用開始を届け出る等の手続が必要となります。



詳しくはコチラ

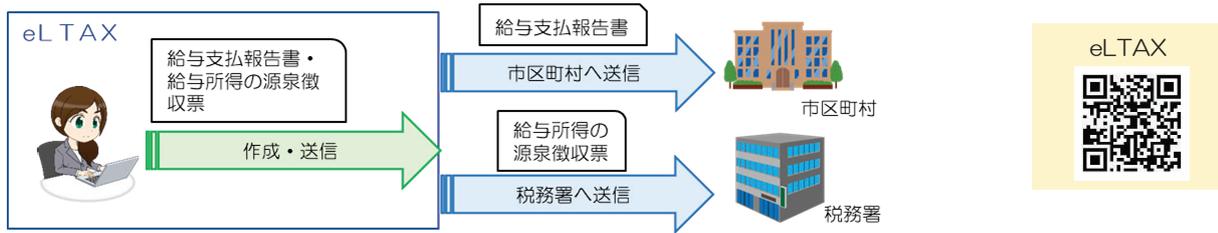


④ 書面

法定調書を紙で作成し、提出する方法です。

地方税ポータルシステム（eLTAX）

給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票のデータを同時に作成し、各市区町村と所轄税務署にそれぞれ提出することができます。



本店等一括提出制度について

本店等が、e-Tax 等により、支店等が提出すべき法定調書を取りまとめて提出（本店等一括提出）することができる制度です。

なお、支店等が本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

申請書



3 令和4年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

(1) 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）関係

① 民法改正により、成年者の年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。受給者の方が賦課期日現在で満 18 歳未満に該当する場合は、「未成年者」欄に○を記載してください。

具体的には、令和4年分給与所得の源泉徴収票の場合、受給者が平成17年1月3日以後に生まれた方が、未成年者に該当します。

② 住宅借入金等特別控除について、「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」欄は、「特例特別特例取得」に該当する場合「(特特特)」と併記してください。

※ 詳しくは7ページ⑰ [住宅借入金等特別控除の額の内訳](#)を参照してください。

③ 令和5年1月1日以降、各市区町村へ書面で提出する給与支払報告書の提出枚数が2枚から1枚になります。

(2) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票関係

令和4年1月1日から、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）について、退職所得の金額の計算方法が改正されました。

具体的な短期退職手当等に関する源泉徴収税額の計算方法や、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載例は、国税庁ホームページをご覧ください。

記載例



4 参考

(1) 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について

提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません。）。

なお、支払金額の記載に当たっては、原則として、消費税等の額を含めて記載してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。）。

(2) 復興特別所得税の源泉徴収について

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、[所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください](#)。

（注）平成25年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。